

三芳町インターンシップ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業者の人材確保支援及び学生の本町への愛着形成を図るため、インターンシップ受入れに伴う交通費を負担した事業者に対し、予算の範囲内において三芳町インターンシップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年三芳町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在籍する学生及び生徒をいう。

(2) 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 町内に本社又は本店を有する法人事業者

イ 町内に住所を有する個人事業者

ウ 町内に支社、営業所、工場等があって、採用予定勤務地が町内にある法人事業者又は個人事業者

エ 町内に事業所を有しない場合は、就業地を町内に限定した求人を行う者

(3) インターンシップ 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（平成9年9月18日制定。令和4年6月13日一部改正。文部科学省、厚生労働省、経済産業省）にいう、タイプ2、タイプ3及びタイプ4のうち、就業体験を含むものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、インターンシップを実施する町内の事業者（以下「受入事業者」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けている事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でないもの
- (3) 町税を滞納していない者
- (4) 第8条の規定による事業者登録の認定を受けた事業者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助金の限度額は、別表第2に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出して得た額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 補助対象者に対する同一年度の交付額は、第1項の規定にかかわらず、補助対象経費の支出の対象となった学生（以下「補助対象学生」という。）1人につき別表第2に定める額を限度とする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 事業終了後5年間、事業成果の報告、事業に関する調査及び三芳町ホームページ等による周知啓発活動に協力すること。

（事業者登録認定申請）

第7条 町外の学生が参加するインターンシップに係る補助金の交付を希望する事業者は、三芳町インターンシップ支援事業補助金事業者登録認定申請書（様式第1号）を町長に提出し、事業者登録の認定を受けるものとする。

（事業者登録認定）

第8条 町長は、前条の規定による事業者登録の認定の申請を受けた場合において、その内容を審査し、認定の可否を決定したときは、三芳町インターンシップ支援事業補助金事業者登録認定（不認定）通知書（様式第2号）により当該申請事業者に通知するものとする。

（登録事業者の変更又は取消しの届出）

第9条 前条により登録の認定を受けた事業者が、次のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を三芳町インターンシップ支援事業補助金登録事業者変更届出書（様式第3号）により、町長に届け出なければならない。

- （1） 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （2） 事業者の情報、インターンシップ実施状況を変更したとき。
- （3） 登録の取消しを希望するとき。

（補助金の交付申請）

第10条 町外の学生が参加するインターンシップに係る補助金の交付を受けようとする受入事業者は、補助金交付申請書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、インターンシップの受入期間が終了した日から起算して60日を経過した日又は当該事業年度の3月末日までのいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績報告書（様式第5号）
- （2） 補助対象経費の積算根拠（様式第6号）
- （3） 学生であることを確認できる書類
- （4） 居住地が確認できる公的証明書又は公共料金の領収書の写し
- （5） インターンシップ参加交通費受領確認書（様式第7号）
- （6） その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 1 1 条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第 8 号）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。この場合において、当該通知をもって交付確定通知とみなす。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第 9 号）により、受入事業者に通知するものとする。

4 町長は、補助金の交付決定に当たり、受入事業者に対して条件を付すことができるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 1 2 条 前条第 2 項の規定により交付決定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第 1 0 号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 1 3 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の交付を受けた者に対し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

（1） 不正の手段により補助金を受けたとき。

（2） 補助金交付の条件に違反したとき。

（3） その他、町長が不適當であると認めたとき。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1 補助対象事業（第 4 条関係）

補助金の交付 対象事業	次に定める要件を全て満たすものを対象とする。 (1) 町内の事業者が実施するものであること。 (2) 実施期間が実働 1 日以上であること。 (3) 採用選考活動とは一切関係ないことを明確にし、就業体験の提供を目的としたものであること。 (4) 受入事業者と補助対象学生が雇用関係にないこと。 (5) 労働関係法令が遵守されたものであること。 (6) 補助対象学生にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。 (7) 受入事業者が、本補助金の交付対象となる交通費を、当該補助対象学生に対し、あらかじめ適正に支払うものであること。
----------------	---

別表第2 補助対象経費、補助率及び補助限度額（第5条関係）

1 補助対象 経費	町外の当該補助対象学生のインターンシップ受入れに際し、受入事業者が負担した費用のうち、次に掲げるものを対象とする。 (1) 交通費 町外の学生が居住地から（宿泊を伴う場合は、宿泊先を経由して）インターンシップを行う事業所等を往復するために要した交通機関の利用実費。ただし、ビジネスクラスやグリーン車等の特別料金は対象外とする。
2 補助率	1の項に掲げる費用の2分の1とする。
3 補助限度 額	補助対象学生1人につき、同一年度内1万円を限度とする。この範囲内において、同一の補助対象学生につき2回を限度として申請することができるものとする。